

公益社団法人日本分析化学会 会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第6条に定める会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人日本分析化学会（以下「学会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 入会金及び定款第10条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

入会金 1,000 円

会費 9,000 円

(2) 維持会員

入会金 0 円

会費 79,800 円

(3) 学生会員

入会金 0 円

会費 4,500 円

(4) 特別会員

入会金 0 円

会費 30,000 円

(5) 公益会員

入会金 0 円

会費 28,800 円

- 2 正会員のうち、名誉会員並びに永年会員は会費の納入を必要としない。
- 3 現に学生会員である者が引き続き正会員となる場合は、入会金を必要としない。
- 4 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は理事会の決議によってこれを減免することができる。

(会費等の納入)

第3条 学会に入会した会員は、入会決定通知を受けた日から30日以内に、入会金及び会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

- 2 会費は、毎年12月1日以降12月末日までに次年分(1月～12月)を納めるものとする。

(資格喪失に伴う会費の返還)

第4条 学会は、会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2012年12月21日第3条2項を改訂